

## 山口FPの 事業承継

## A to Z



ファイナンシャル・プランナー  
山口 大介

山口大介、59歳。証券会社に勤務後、ファイナンシャル・プランナーとして独立。経営者のクライアントも多く、相続・事業承継のコンサルティングを行うことも多い。

## 遺産分割の注意点と分割法

### 寄与分と特別受益

こんにちは、山口大介です。このところ、陽射しがめっきり強くなりました。昨年から“争族を防ぐポイント”をご紹介しますが、今回はこれまで触れられなかった「遺産分割の注意点と分割法」についてお話しします。

相続が発生すると、多くの手続きが必要で、それぞれ期限があります。このうち最も重要なのが、「遺産の分割協議と協議書の作成」(図表1参照)。遺産分割が相続税の申告期限までに終わらないと、税制の優遇制度が利用できないなどデメリットが生じます。

遺産分割の注意点として遺留分があることは以前ご紹介しましたが、この他にも「寄与分」と「特別受益」があることも覚えておきましょう(図表2参照)。寄与分は、被相続人の財産の増加に対する貢献や、介護など特別な働きをした人に加味される相続分。特別受益は、学費援助など他の相続人と比べて特別な利益を受けた人がいる場合に、遺産の前渡し(特別受益)と見なされるもの。これらは、

主張する相続人がいなければ必ずしもトラブルにはなりません。相続の権利意識の高まりもあって、強く主張されるケースも増えています。あまりに配慮がないと、後でもめることになりかねません。

### 覚えておきたい代償分割

分割の割合とともに、遺産をどのように引き継ぐかについても、今一度考えておきたいポイントの1つ。遺産の分け方には、①現物分割、②換価分割、③代償分割、④共有の4つがあります(図表3参照)。このうち、経営者の相続では、③の代償分割もよく理解しておく必要があります。代償分割は、特定の相続人が財産を相続する代わりとして、他の相続人に金銭などを与える方法。実際の相続・事業承継では、後継者となる相続人が自社株式会社などを引き継ぐ代わりに、他の相続人に現金などを代償するケースが目立ちます。とはいえ、代償分割を実行するには、後継者に一定の資金があることが欠かせません。どのように資金を準備するか、後継者と話し合うことも大切です。

■ 図表1 相続の主な手続きの流れ



■ 図表2 遺産分割の注意点

項目	内容
遺留分	相続人が当然もらえるものとして保障されている最低限の相続分。
寄与分	故人の資産の増加に貢献した人に認められる。分割した遺産に加え、寄与分を受け取れる。
特別受益	学費など他の相続人と比べ特別な利益を受けた人は、その利益分を加えて相続分が計算される。

■ 図表3 遺産分割の4つの方法

方法	概要	デメリット
①現物分割	遺産を現物のまま分配。	平等には分けづらい。
②換価分割	遺産を売却し、現金化して分割。	時間や手間がかかる。
③代償分割	相続額の差を埋めるため、対価を払う。	代償のためのまとまった資金が必要。
④共有	各相続人で共有する。	財産の使用や処理でもめる可能性も。